

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

滋賀県醒井養鱒場の使用料の額および利用料金の上限額について、平成21年4月の改正以来、来年の4月で5年が経過し、適正な受益者負担をいただくこと、また、来年4月から消費税および地方消費税の税率が引き上げられることを踏まえ、見直しを行い、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第50号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

(1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定する。(別表関係)

対 象	現 行	改 定 後
小・中学生（個人）	無 料	無 料
高校・大学生（個人）	250円	300円
大 人（個人）	450円	500円
県外の小・中学校の児童・生徒 を引率する教職員	320円	350円

(2) この条例は、平成26年4月1日から施行する。

【参考】平成25年度（4～10月） 醒井養鱒場観覧入場者数

単位：人

区 分	平成24年度 (年 間)	平成24年度 (4～10月) A	平成25年度 (4～10月) B	対前年度比較 B-A
有料入場者数	30,376	25,880	28,243	2,363
無料入場者数	16,547	14,408	12,981	△1,427
合 計	46,923	40,288	41,224	936

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 養鱒場の施設に入場しようとする者(以下「入場者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、入場の前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認める者に対しては、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(使用料)</p> <p>第4条 養鱒場の施設に入場しようとする者(以下「入場者」という。)は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。</p> <p>2 使用料は、入場の前で知事が別に定める納期までに納めなければならない。ただし、規則で特別の定めをする場合は、この限りでない。</p> <p>3 使用料は、還付しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。</p> <p>4 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>5 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
<p>第5条～第9条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第5条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、入場者は、指定管理者に養鱒場の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、入場の前までに納めなければならない。ただし、指定管理</p>	<p>第5条～第9条 省略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 第5条第1項の規定により知事が指定管理者に管理業務を行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、入場者は、指定管理者に養鱒場の施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。</p> <p>2 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 利用料金は、入場の前までに納めなければならない。ただし、指定管理</p>

者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認める者に対しては、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第11条および付則 省略

別表（第4条、第10条関係）

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき 250 円
	その他の者	同 450
団体	30人以上の団体については、上記の金額により算出した総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額とする。	
	区分	率
	30人以上300人未満の場合	100分の20
	300人以上の場合	100分の30
	教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。）	100分の30

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本

者が別に納期を定めた場合は、この限りでない。

5 利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認める場合であつて、知事の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、特別の事情があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を減免することができる。

第11条および付則 省略

別表（第4条、第10条関係）

区分		金額
個人	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者	1人1回につき 300 円
	その他の者	同 500
団体	30人以上の団体については、上記の金額により算出した総額にそれぞれの区分ごとに定められた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を当該総額から減額した額とする。	
	区分	率
	30人以上300人未満の場合	100分の20
	300人以上の場合	100分の30
	教職員が引率する高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者（当該教職員を含む。）	100分の30

注1 65歳以上の者（県内に居住する者に限る。）、障害者（障害者基本

法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき320円とする。

法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）、小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者および6歳以下の未就学者は、無料とする。

2 県内の高等学校もしくは中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者については、無料とする。

3 県内の小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者が学校行事として入場する場合は、これらの者の引率者については、無料とする。

4 注3に掲げる場合を除き、教職員が小学校、中学校もしくは中等教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者（以下「児童等」という。）を引率して入場する場合（児童等および教職員の数の合計が30人以上であるときに限る。）の当該教職員については、1人につき350円とする。